

第 33 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	平成 29 年 7 月 27 日		
場所	参議院第二別館東棟 東 401 会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日		
抽出案件	4 件		
一般競争入札	3 件	契約件名	電話交換所ほか構内交換設備改修工事
		契約相手方	NEC ネットエスアイ株式会社
		契約金額	377,784,000 円
		契約締結日	平成 29 年 2 月 10 日
		契約件名	本館ほか高木剪定
		契約相手方	株式会社グリーン・パートナーズ
		契約金額	9,558,000 円
		契約締結日	平成 29 年 3 月 7 日
		契約件名	第 190 回国会制定法律集印刷製本
		契約相手方	第一法規株式会社
		契約金額	3,935,250 円
		契約締結日	平成 28 年 11 月 14 日
随意契約	1 件	契約件名	議員歳費等事務処理システム 法改正に伴う改修業務
		契約相手方	東芝 IT サービス株式会社
		契約金額	12,960,000 円
		契約締結日	平成 28 年 11 月 1 日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)		

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>岡崎副部長より、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について 営繕課及び電気施設課分に2件、会計課分に2件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について 東亜建設工業株式会社外3者に該当があった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について 該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の関口委員より、審議対象期間に締結した24件の契約のうち、一般競争入札から3件、随意契約から1件、それぞれ抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 電話交換所ほか構内交換設備改修工事 一般競争入札方式（総合評価） [工事]</p> <p>B. 本館ほか高木剪定 一般競争入札方式（最低価格） [役務]</p> <p>C. 第190回国会制定法律集印刷製本 一般競争入札方式（最低価格） [製造]</p> <p>D. 議員歳費等事務処理システム 法改正に伴う改修業務 随意契約方式（特命） [役務]</p> <p>事案Aは、抽出案件の中で最も高額であり、金額的重要性に着目し、「低入札価格調査の内容」及び「予定価格の妥当性」についてそれぞれ検討する。</p> <p>事案Bは、予定価格に対する契約金額の著しい低さに着目し、「低入札価格調査の内容」</p>	

及び「業務の質の維持」についてそれぞれ検討する。

事案Cは、一者応札・一者応募案件であることに着目し、「契約相手が固定されていないか」及び「入札条件が他の入札者を排除していないか」についてそれぞれ検討する。

事案Dは、金額的重要性に着目し、「特命随意契約の妥当性」等について検討する。

3. 抽出事案の審議

A. 電話交換所ほか構内交換設備改修工事

一般競争入札方式（総合評価） [工事]

① 低入札価格調査の結果について説明されたい。

低入札価格調査では、この価格で応札した理由及び入札価格の内訳、手持ち工事の状況等を確認し、特に問題ないと判断した。予定価格との主な相違点として、機器費に差異が生じている。

② 機器費の低減は、応札者が豊富な取引実績を有する会社から比較的安価に調達できたためであり、機器の質は確保されているという理解でよいか。

そのとおりである。

③ 予定価格の積算方法について説明されたい。

公共建築工事積算基準に基づいて算出、その際参考見積を複数企業から徴取した。

④ 参考見積の場合、企業側からはほぼ定価に近い金額が提示されることになろうかと思うが、査定のお考え方について説明されたい。

同種工事の実績や業者からのヒアリング等を参考に価格を査定している。

⑤ 前回工事の実績を参考にすることはできないのか。

前回の全体改修工事は15年前になり、参考にならない。

B. 本館ほか高木剪定

一般競争入札方式（最低価格） [役務]

<p>① 高木剪定の業務について低入札価格となった場合、発注側が求める技術的水準に影響が出ないのか説明されたい。</p> <p>② 低入札価格と予定価格の大きな差異は、労務費であるという理解でよいか。</p> <p>③ 業務完了後の検査はどのように行うのか。</p> <p>④ 剪定の仕方によっては将来的には樹木に影響が出るおそれがあると承知しているが、剪定の質を確保するため、仕様書等で何か求めているか。</p> <p>⑤ 今回の業者は、発注者側が求める剪定の質を確保できたのか。</p>	<p>樹木の剪定は工事と異なり植物を扱う業務となるので、いわゆる「出来形」を示しづらい。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>実地検査や施工写真で施工前、施工中、施工後を確認する。</p> <p>剪定は職人の経験に頼るところが大きく、技術的水準等の明文化や、将来的な影響を業務完了時点で見極めることは難しい。</p> <p>業務完了の段階では、問題なく求める水準は満たしている。</p>
<p>C. 第190回国会制定法律集印刷製本 一般競争入札方式（最低価格）〔製造〕</p>	
<p>① 前回の衆議院の調達で指名競争入札、4者応札となっていたところ、今回1者応札となっているが、資格要件に厳しい部分があるのではないかと考えられる。特に競争参加資格にある「過去3年間における官報及び法令全書の全てを保有し、インターネット版官報に常時接続できること」について、説明されたい。</p> <p>② 資格要件の設定に当たり、応札者以外の者を排除する意図はなかったか。</p> <p>③ 3者が競争参加資格要件を総合的にみて要件を満たせないと判断し、入札参加を辞退したとのことだが、具体的にどの要件であるのか。また、今後の対応策を説明されたい。</p>	<p>本業務は、複雑な表組等を有する一部改正法を含む法律集の印刷製本であり、官報を参照する必要があるため、必要な要件と考える。</p> <p>そのような意図はない。同様の要件を設定した他省庁での同種案件は一般競争入札が成立しているので、複数の応札があるものと考えていた。</p> <p>競争参加資格に定める「過去3年間における官報及び法令全書の全てを保有し」は、3者とも満たしているが、後段の「インターネット版官報に常時接続できること」について要件を満たせないとしたことなので、この部分を緩和できれば、入札参加を促せると考える。</p>

<p>D. 議員歳費等事務処理システム 法改正に伴う改修業務 随意契約方式（特命） [役務]</p> <p>① 法改正に伴う改修業務となっているが、東芝 I T サービス株式会社が基幹システムを受注し、併せて保守業務も受注しているため、同社と随意契約による改修になったという理解でよいか。</p> <p>② 今後も法改正等に伴い追加の改修は発生するものなのか。</p> <p>③ 改修予定を保守業務に組み込みことはできないのか。</p> <p>④ システム全体を入札する際、予期せぬ改修が発生することを応札者に伝えているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>法改正があった際は、保守で対応可能であれば保守で対応し、できないときはシステム改修となる。今回は改修となった。</p> <p>法改正の内容とそれに伴って必要となる改修内容・費用をあらかじめ見込むことは難しい。</p> <p>入札時に過去の実績として、5年分の改修件名と契約金額を情報提供している。本システムは導入で終わりではなく、その都度必要な改修業務が追加で発生することを事前に伝えている。</p>
--	--